

出雲市建築物耐震改修促進計画（追補）

令和8年(2026)3月

出 雲 市

出雲市建築物耐震改修促進計画に次の事項を追加する。

第1章 耐震改修促進計画の基本的事項

2. 促進計画の位置づけ及び内容等

「2－4 促進計画の計画期間」に次の事項（枠内）を経過措置として追加する。

令和7年度に国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が改定され、また、島根県の建築物耐震改修促進計画が令和8年3月に改定される予定である。これらの上位計画をふまえて本計画を見直す必要があることから、次期計画を改定するまでの間、本計画の期間を令和9年3月31日まで延長することとする。

第2章 追加補足なし

第3章 追加補足なし

第4章 建築物の耐震化目標を達成するための施策

4. 特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する法的措置等の実施方針（基本施策3）

4－1 耐震改修促進法による法的措置

（1）耐震診断結果の報告の義務付け

「4－1（1）耐震診断結果の報告の義務付け」に次の事項（枠内）を経過措置として追加する。

特定既存耐震不適格建築物所有者に対する耐震診断結果の報告期限について、本計画の計画期間に合わせて令和9年3月31日まで延長することとする。